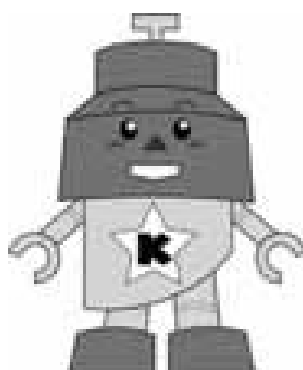


# 川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

(令和4年4月1日施行)



川口市都市計画部建築安全課

# 川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の耐力を確認し、地震災害に強い街づくりを促進するため、住宅の耐震診断に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 耐震診断 (一財)日本建築防災協会による耐震診断基準（以下「耐震診断基準」という。）その他この基準と同等であると市長が認める方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
  - (2) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号による床面積をいう。

## (対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（当該建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかなもの及び川口市耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路の閉塞建築物を除く。）は、昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築された建築物で、次に掲げるものとする。

- (1) 戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）
- (2) 共同住宅及び長屋（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下「共同住宅等」という。）ただし、建築基準法第12条第1項に規定する建築物に関しては、同法に基づく報告を行っているものに限る。

## (対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助の対象となる住宅を所有している者（当該所有者の二親等以内の親族を含む。）
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物（以下「分譲マンション」という。）の場合は、同法第2条第2項に規定する区分所有者の代表の者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助金の交付を受けることが適正であると認める者

## (補助の条件)

第5条 補助金の交付については、次に掲げる条件を付する。

- (1) 耐震診断は、建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所にも所属している、同法第2条に規定する建築士が行うこと。なお、耐震診断を行うことができる建築物については、同法第3条、第3条の2又は

第3条の3の規定を準用する。

- (2) 共同住宅等（木造のものを除く。）の耐震診断は、耐震診断の実施後、当該耐震診断が適正に行われたかどうか確認するために、公的機関またはこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けるものであること。
- (3) 補助金の申請を行なった日の属する年度の1月末日（ただし末日とは、営業最終日）までに第11条に定める報告書を提出すること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定めた日までとする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、次に掲げる額とする。

- (1) 戸建て住宅の耐震診断 耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、65,000円を限度とする。
- (2) 共同住宅等の耐震診断 耐震診断に要した費用（床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき3,670円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,570円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルにつき1,050円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じた額を合計した額を限度とする。以下同じ。）の3分の2に相当する額。ただし、住宅の戸数に5万円を乗じた額（その額が150万円を超える場合は150万円）を限度とする。
- (3) 前各号の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施（契約を締結することを含む。）する前に、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断の見積書の写し（戸建て住宅及び木造の共同住宅等の場合を除く。）
- (2) 建築物の所有者以外の者が補助金の交付を受けようとする場合は、二親等以内であることが確認できる書類（戸籍謄本または続柄入り住民票のコピー）
- (3) 分譲マンションの場合は、マンション管理組合等の総会の議決書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の制限）

第8条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

2 補助金の交付は、建築物1棟につき1回限りとする。

3 エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で区分された建築物は、1棟の建築物の交付額を限度として補助金を交付するものとする。

（適合、不適合の通知）

第9条 市長は、第7条の申請書及びこれに添付された書類（以下「申請書等」という。）の審査及びその他必要な調査を行い、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合していると認めるときは、様式第2号の通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査等の結果、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合しないと認めるときは、様式第3号の通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

(耐震診断の変更又は中止)

第10条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、耐震診断の内容を変更するときは、速やかに様式第4号の変更届を市長に届け出なければならない。

- 2 補助対象者は、耐震診断を取りやめるときには、速やかに様式第5号の取止め届を市長に届け出なければならない。

(耐震診断の実績報告等)

第11条 補助対象者は、耐震診断終了後速やかに、様式第6号の報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金額の算定表（戸建て住宅の場合を除く。）
- (2) 耐震診断結果報告書（診断者の所見を含む。）の写し
- (3) 現地調査の状況写真
- (4) 耐震診断費用の領収書の写し（印紙税法第17号文書に記載される印紙を添付したもの）
- (5) 耐震診断の契約書等の写し及び変更があった場合は変更契約書の写し（印紙税法第2号文書に記載される印紙を添付したもの）
- (6) 共同住宅等（木造のものを除く。）の耐震診断の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の報告書に基づき、当該耐震診断が適切に行われていないと認めるときは、当該耐震診断が適切に行われるように補助対象者に指導する。
- 3 市長は、補助対象者が第5条の補助の条件を履行しないとき又は前項の指導に従わないときは、補助金を交付しない旨決定することができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金を交付しないこととしたときは、様式第7号の通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付額決定通知等)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、適正に耐震診断が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、様式第8号の通知書により補助対象者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助対象者は、様式第9号の請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、補助対象者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、申請者又は補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(調査等に対する協力)

第14条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第15条 補助対象者は、補助の対象となった耐震診断に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則1から12 (略)

附 則 13

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱施行細目

### (総 則)

第1条 この細目は、川口市既存建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき規定すべき事項及び交付要綱を施行するに必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この細目における用語の意義は、交付要綱に定めるところによる。

### (耐震診断基準)

第3条 交付要綱第2条の規定による耐震診断基準は次の表による。

表

構造形式	耐 震 診 断 基 準
木 造	木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法 若しくは精密診断法
鉄骨造	既存鉄骨造建築物の耐震診断指針
鉄筋コンクリート造	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
鉄骨鉄筋コンクリート造	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準

### (補助の対象となる建築物)

第4条 交付要綱第3条の規定による対象建築物に該当するものとされる建築物については、次の各号に適合する場合であっても、これに該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に増築又は移転をした場合
- (2) 住宅とその他の用途が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で区分された建築物で、住宅の部分が交付要綱の規定に適合する場合

### (補助の対象者)

第5条 対象建築物（分譲マンションの場合を除く。）の所有者が複数の場合は、所有者の内の1名を補助対象者とする。なお、耐震診断費用の領収書のあて先及び振込依頼書の口座は、補助対象者とする。

附 則1から2 (略)

附 則 3

この細目は、平成28年4月1日より施行する。